

船舶事故調査報告書

平成29年5月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成28年1月26日 09時50分ごろ
発生場所	愛媛県西条市渦井川河口付近 西条港導灯（前灯）から真方位054° 1.4海里付近 （概位 北緯33° 56.6′ 東経133° 11.8′）
事故の概要	引船鳳栄丸は、台船DK-1のえい航準備作業中、同乗者が転落して負傷した。
事故調査の経過	平成28年1月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 引船 鳳栄丸、19.63トン 270-41920広島、株式会社高升船舶工業 20.11m (Lr) × 5.00m × 1.65m、鋼 ディーゼル機関、829.65kW、不詳 B 台船 DK-1、総トン数なし なし、不詳 50.00m × 20.00m × 2.60m、鋼 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年8月1日 免許証交付日 平成27年7月7日 （平成32年7月6日まで有効） 同乗者 女性 71歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、同乗者（船長の家族）を乗せ、渦井川河口付近の岸壁においてB船の揚げ荷役を終えた後、B船を左舷側に横抱きとした状態で離岸させた。 A船は、船長が、引き続いてA船のえい航フックとB船の船首部ビットとの間にえい航素をとった後、A船とB船との間の係留索を外し

	<p>て機関を微速力前進にかけ、B船の前方に向けて左転したところ、平成28年1月26日09時50分ごろ、その左舷船尾部とB船の右舷船首部とが接触した。</p> <p>同乗者は、‘操舵室左舷側の通路に設置されていた階段’（以下「本件階段」という。）に腰を掛けて船尾方を向き、甲板員のえい航索の整理作業を見ていたところ、接触した衝撃でバランスを崩し、船尾方向へ向かって前転するような体勢で転落して上甲板に左膝を打ちつけた。</p> <p>甲板員は、船尾部で後方を向いて立ち、えい航索の整理作業中、接触の衝撃を感じ、続いて背後で同乗者の声があったので振り向いたところ、同乗者が上甲板に座り込んでいるのを発見し、船長に本事故の発生を知らせた。</p> <p>船長は、同乗者の状態を確認し、同乗者の様子から、しばらくは我慢できるものと思い、引き続いてB船をえい航して広島県尾道市土生港に向かったが、同乗者が強い痛みを訴えたので、土生港に到着した後、救急車を要請した。</p> <p>同乗者は、病院に搬送され、左膝蓋骨骨折と診断されて入院した。（付図1 本事故発生場所概略図、写真1 船体等写真 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船の操舵室左舷側の通路は、幅約80cmで、舷側に直径約60mmの鉄パイプ製の手すりが設けられていた。</p> <p>本件階段は、アルミ合金製で、高さ約60cm、幅約60cm、段数は3段であった。</p> <p>船長は、以前同乗者と一緒に引船に乗り組んでいたことがあるので、特に安全上の注意や指示をする必要はないものと思っていた。</p> <p>船長は、音と衝撃でA船とB船とが接触したことに気付いたが、えい航索をとるときに引船と台船とが接触することはよくあり、音や衝撃もあまり大きくなかったと感じたので、大したことはないと思っていた。</p> <p>船長及び甲板員は、A船とB船とが接触した衝撃を感じた時、近くにあった舵輪や手すりを手でつかんでいたため、バランスを崩さなかった。</p> <p>同乗者は、本件階段に腰を掛けていたときに手すりをつかんでおけばよかったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、渦井川河口においてB船のえい航準備作業中、船長が、同乗者に対して、えい航準備作業中は船体の接触時などに衝撃が発生することがあるので、手すりをつかむなどして身体を保持するよう指示</p>

	<p>していなかったことから、同乗者が、左転したA船の左舷船尾部とB船の右舷船首部とが接触した際に生じた衝撃でバランスを崩し、本件階段から転落して負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、以前、同乗者が引船に乗り組んでいたもので、同乗者に対して特に安全上の注意や指示を行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、渦井川河口において、A船がB船のえい航準備作業中、船長が、同乗者に対して、えい航準備作業中は船体の接触時などに衝撃が発生することがあるので、手すりをつかむなどして身体を保持するよう指示していなかったため、同乗者が、A船とB船とが接触した際の衝撃でバランスを崩し、本件階段から転落したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は予期しない動揺が発生することがあるので、手すりをつかむなどして身体を保持するよう心掛けること。

付図1 本事故発生場所概略図

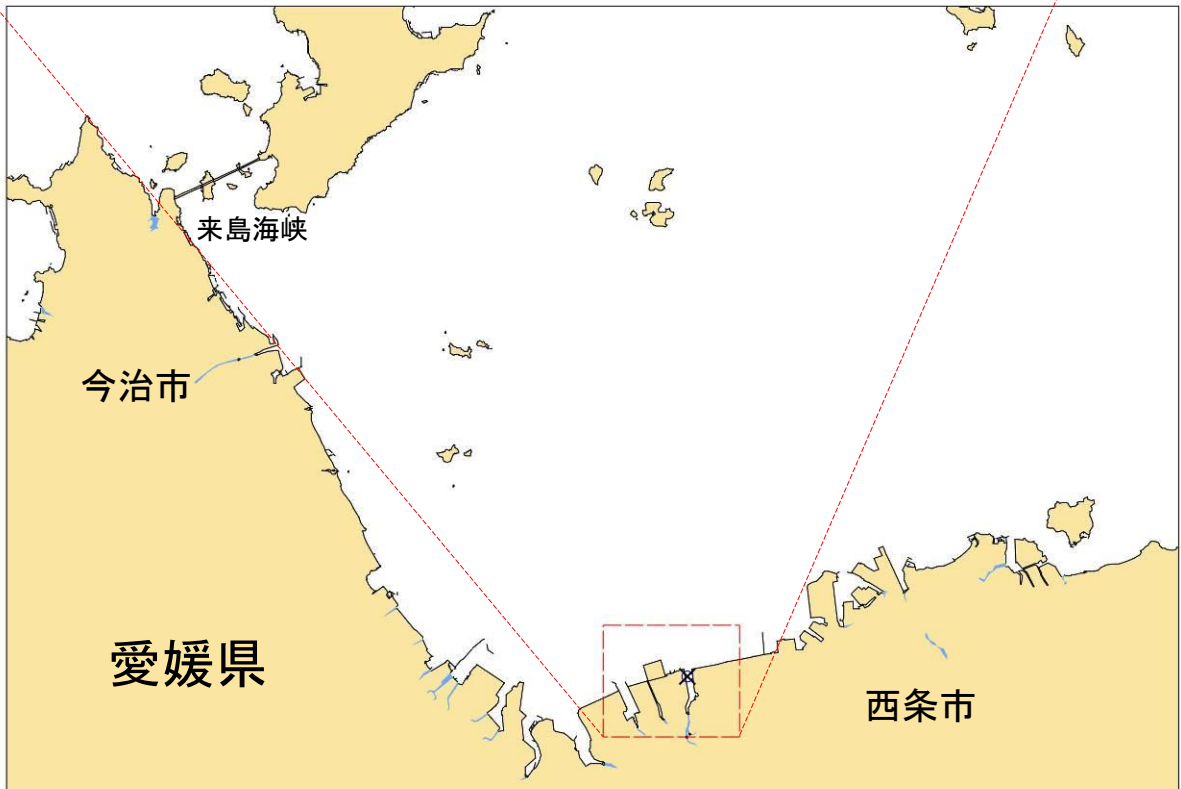


写真1 船体等写真



B船

A船



手すり

本件階段